

高知県地域福祉推進交付金交付要綱（改正） 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県地域福祉推進交付金交付要綱</p> <p>第 1 ～ 3 条 省略</p> <p>（交付金の額）</p> <p>第 4 条 交付金の額は、前条に規定する対象事業に充当した過疎対策事業債の額の 20 パーセントに相当する額とする。ただし、あったか事業要綱別表第 2 第 3 欄に定める補助対象経費と第 4 欄に定める補助限度額を比較していずれか低い額（収益がある場合はこれを差し引いた額）の 20 パーセントに相当する額を上限とする。</p> <p>第 5 条～ 8 条 省略</p> <p>（交付金の交付の条件）</p> <p>第 9 条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（ 1 ）～（ 8 ） 省略</p> <p>（交付金の変更）</p> <p>第 1 0 条～ 1 4 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 第 5 条の規定による書類の提出は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、平成 33 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 9 条第 3 号から第 7 号まで及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 25 年 9 月 25 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 25 年 10 月 10 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県地域福祉推進交付金交付要綱</p> <p>第 1 ～ 3 条 省略</p> <p>（交付金の額）</p> <p>第 4 条 交付金の額は、前条に規定する対象事業に充当した過疎対策事業債の額の 20 パーセントに相当する額とする。ただし、あったか事業要綱別表第 2 第 4 欄に定める補助対象経費の限度額の 20 パーセントに相当する額を上限とする。</p> <p>第 5 条～ 8 条 省略</p> <p>（交付金の交付の条件）</p> <p>第 9 条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（ 1 ）～（ 8 ） 省略</p> <p>（交付金の変更の申請）</p> <p>第 1 0 条～ 1 4 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 第 5 条の規定による書類の提出は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 9 条第 3 号から第 7 号及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 25 年 9 月 25 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 25 年 10 月 10 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 省略

第 1 ～ 6 号様式 省略

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 省略

第 1 ～ 6 号様式 省略